平成２８年（フ）第２２号
三重県いなべ市北勢町其原1920番地　リファインド楚里１－Ａ、開始決定時の住所三重県いなべ市員弁町楚原644番地８
破産者　白野　立也
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４号
和歌山県田辺市上万呂５番地の19、前住所和歌山県田辺市中万呂133番地の61
破産者　鈴村　幸子（旧姓菅谷）
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第４９８号
岡山市北区奉還町４丁目３番21号サンコスモ102
破産者　岡田　照久
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３８号
岡山市南区泉田３丁目５番３号
破産者　有松真由美
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４号
岡山市北区下伊福上町13番９号レーベンヘルツ１－Ａ、旧住所岡山県瀬戸内市邑久町尻海3872番地
破産者　木下　拓紀
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
岡山県玉野市和田７丁目３番21号
破産者　市原　真理
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
香川県高松市多肥上町1882番地23
破産者　吉田　　透
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２号
福岡県久留米市本町17番地11　マツナガビル301号
破産者　沖　　達矢（旧姓川村）
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３号
福岡県久留米市本町17番地11　マツナガビル301号
破産者　沖　　満起
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６号
福岡県大牟田市本町３丁目１番地３　パールマンションありあけ201号
破産者　米井　聖朗
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１９号
宮崎市大字赤江460番地22
破産者　松岡　幸則
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1390番地５　清瀬ハイツ　３号、前住所宮崎県児湯郡川南町大字平田6080番地10
破産者　黒木　　寛
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井728番地12　Ｋコーポ101
破産者　髙田　恭兵
１　決定年月日　平成28年５月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年５月 19 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑯ハを次のとおり改める。

ハ　東北観光フリーパス

㈠　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間、３日間又は４日間に、(ニ)(a)に定める区間内のインターチェンジから(ニ)(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(c)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジから(ニ)(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「北関東発着型」という。）又は(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び宮城県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料金の合計額					
	首都圏発着型		北関東発着型		周遊型	
	３日間利用	４日間利用	３日間利用	４日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	10,500円	12,000円	9,500円	10,500円	6,000円	6,500円
普通車	13,500円	15,000円	12,000円	13,500円	7,500円	8,500円

㈢　実施する期間

平成28年５月20日から同年７月25日まで及び平成28年10月７日から同年12月19日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日、平成28年７月19日、平成28年10月11日、平成28年11月２日、平成28年11月３日、平成28年11月22日、平成28年11月23日及び平成28年11月24日。

㈣　適用区間

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから館林インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから石岡小美玉スマートインターチェンジまで、東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで、京葉道路の幕張インターチェンジから蘇我インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の桶川北本インターチェンジから大栄ジャンクションまでの区間並びに新空港自動車道の全区間。

(b)　北関東発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで、常磐自動車道の岩間インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジから茨城町ジャンクションまでの区間並びに東水戸道路の全区間。